

業務委託特記仕様書

(道路照明灯修理仕様書)

第1条 本業務は、道路照明灯等の維持管理を目的とした業務委託であり、南部総合県民局県土整備部〈美波〉管内で管理している道路照明灯及びトンネル照明灯の点灯及び消灯の確認作業、ランプ・安定器及び照明灯具等の取替・修繕作業及び道路照明共架柱の移設作業（以下「当該作業」という。）を行うものである。

- 1 請負者は、当該作業にあたり発注者と事前協議のうえ着手するものとする。道路照明共架柱の移設作業については協議により決定する。
- 2 本業務は、当該作業の過去3箇年の実績平均数量を参考に計上している。当該作業実績に合わせ数量は変更するものとする。
- 3 請負者は、土木建築工事設計業務等委託契約書16条の規程に基づき、当該作業実績を所定の様式により作成し、毎月末には監督員に提出すること。（別紙「作業報告書」参照）
- 4 請負者は、当該作業にあたり、各関係機関に対する必要な諸手続は、監督員と打合せの上、受注者において迅速に処理する。
- 5 請負者は、当該作業中に事故があったとき、所要の処置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに報告すること。なお、事故処理に要する費用は受注者の負担となる。また、受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事故等発生時連絡者届出書（様式-1）を作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。
- 6 請負者は、当該作業に際し、一般の交通に支障をきたしたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- 7 本仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書」及び機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）によるほか、協議して決定するものとする。

第2条 本業務においては、交通整理の必要日数として、11日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Bを合計22名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

- 2 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1ヶ月ごとに監督員に1部提出するものとする。

第3条 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内（7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面（現場責任者届）をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。

- 2 受注者は、現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提出しなければならない。
取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
 - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

(様式 - 1)

事故等発生時連絡者届出書

令和 年 月 日

南部総合県民局長 殿

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

- 1 工事(業務)名等 R 1 波土 ○○○○○業務
2 路線名等 ○○○○線
3 工事(業務)箇所 ○○郡○○町○○

上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。

なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。

	連絡する者の所属・役職	連絡する者の名前	電話番号
1			
2			
3			

※ 3名まで届け出可

< 遵守事項 >

- ① 公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。
- ② 届け出た3人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。
- ③ 携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第(下請負者の主任技術者等にあつては、該当作業が完了次第)速やかに削除すること。

徳島県南部総合県民局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。